

# 東京税財政研究センター 会報

NO.123

2022・5・10

発行人 岡田俊明  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F  
TEL 03(3306)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail tzzkc@nifty.com

要請書送付  
「ダメの法案」に對し、  
センター、主要政党に  
「後出し簿外経費」



(葛飾区 大場川)

2022年度税制改正のための一括法である「所得税法等の一部を改正する法律」は、3月22日、参議院本会議において自民党、公明党、国民民主党の賛成多数で可決・成立しました。今回の税制改正で「証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入」

制度の創設は看過できない問題が含まれています。弁護士、税理士、研究者などで構成する租税訴訟学会は、3月3日に主要政党に「要請書」を送付しています。当センターとしては3月7日岡田俊明理事長名で主要8政党に「税制改正法案に関する緊急要請書」を送付し、この制度の問題点を指摘しました。

#### 【要請先の政党】

自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、社会民主党、れいわ新選組

## 税制改正法案に関する緊急要請

現在国会に提案されている「所得税法等の一部を改正する法律案」について、どうしても見過ごすわけにはいかない改正事項が含まれております。この点に関して、ご要請申し上げます。

2022年3月7日

東京税財政研究センター

理事長 岡田俊明

記

問題と考えられる改正部分は、所得税法第45条第3項および法人税法第55条第3項の新設を予定する部分です。

いずれも基本構造は同じで、法人税法でみると、「法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額、費用の額及び損失の額は、一定の場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。」とされ（次ページへ）

(前ページより)

ています。これらの条文には但し書きがあつて、「次に掲げる場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額については、この限りでない。」とし、帳簿書類等からその取引が行われたこと及び金額が明らかである場合、又は帳簿書類等から取引の存在が明らか又は推測される場合であつて、取引の相手方への税務署長の「調査その他の方法により」取引の存在と金額を認める場合にだけ損金(必要経費)に算入できるとするものです。

ということは、帳簿書類等だけからでは取引金額が明らかでなかつたり、税務調査等により取引の存在と金額が認められなかつたりしたものは、納税者がその支出について立証はもとより主張することすらできなくなることを意味します。

これまで、所得についての立証責任は課税庁にあるとされてきました。この法改正で、課税庁に課せられた立証責任を免じ、納税者側の反証の余地を法律で封じ込めるものとなりかねません。

このような「証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入」が可能な措置が導入されますと、所得税や法人税制に、消費税の仕入税額控除否認規定(消費税法第30条第7項)に似た厳しい納税者対応を税務行政に求めることにもなりかねません。

そもそも、このような法改正を行う「立法事実」がみあたりません。その点だけでも、この法改正の緊急性、必要性そして妥当性が問われると考えます。

国会での審議を十分に行っていただきたいご要請いたしますが、できうれば、当該改正部分をいったん削除して、関係者からの十分な聴き取りを行うなど再検討を行っていただきますようお願ひいたします。

## 制裁強化の税制改正と いかに向き合うか

「公開講座」NO.64  
6/16(木)

第64回目の「公開講座」が下記の要領で開催されます。東京税財政研究センターの定番の「公開講座」でしたがコロナ禍で定期開催が中断され、中止も余儀なくされました。今回は、強権的な税務行政の執行が予想される税制改正と正面から向き合います。

ただ、依然と流行が続くコロナで、会場開催が不可能なため「ZOOMオンライン講座」となっています。下記要領を確認の上ご参加ください。

開催要項	
日 時:	2022年6月16日(木) 13:30~ (13:30~ZOOM招待)
開催方法:	ZOOMオンライン講座
申込方法:	申込書にご記入の上、5月31日(火) までに下記へFAXまたはメールにて FAX 03-5451-5323 メール <a href="mailto:tokyozeizaiseicenter@gmail.com">tokyozeizaiseicenter@gmail.com</a>

第1講座 「相次ぐ制裁強化改正のポイント」

講師・税理士 八代 司

第2講座 「制裁強化・インボイス・電帳法・・

想定される調査実務の変化」

講師・税理士 岡田 俊明



我孫子 手賀沼湖岸

# 「簿外経費否認規定」についての参議院質疑

## 大門実紀史議員（共）の質問《抜粋》

2022年3月17日 参議院財政金融委員会

### 改正の趣旨と内容

○**大門実紀史君** 法改正の趣旨と内容について簡潔に分かりやすく説明をしてほしいと思います。

○**政府参考人（住澤整君）** いわゆる簿外経費に関する否認規定についてですが、この措置は、納税者が仮装隠蔽行為を行いまして、それに基づきました確定申告書を提出している場合又はそもそも無申告である場合につきまして、その所得金額の計算の基礎に算入をされていなかった経費、これがいわゆる簿外経費でございますが、これについて、税務調査等の際に、後出しといいますか、事後的に御主張されたようなときについて、その取引が実際に行われたと認められるような一定の場合を除きまして、こうした簿外経費を必要経費や損金に算入することを認めないという措置を講ずるものでございます。

その取引が実際に行われたと認められるような場合というものが、二つございまして、一つは、納税者において当該取引が行われたこと及びその費用の額を明らかにする帳簿書類の保存がある場合が一つでございます。もう一つは、当該取引の相手方等が明らかであって、税務当局による反面調査等によってその取引が実際に行われたこと及びその費用の額が確認できる場合、この二つのいずれかに該当する場合には認められるということでございます。

なお、この措置の対象でございますけれども、売上げに係る仕入れや原材料費など、売上げが存在するのであれば当然に生ずるであろうと認められるような経費についてはこの措置の対象外というふうになっております。

○**大門実紀史君** 現在、基本的には税務調査においてはその所得が幾らあるという立証は課税庁、国税庁にあることがあるんで、税務署がその悪質な納税者が言ってきた経費とか何かが架空だとか虚偽であるというのは立証しなきゃいけないと。

それが、こういう悪質納税者相手に膨大な時間と人手が掛かるというようなことで、財務省の資料には事例集もあるんですけど、例えば、翻訳業務の事業者が、税務調査が入って、架空の経費じゃないかと指摘されると、後から実は外注費があったんだ

と。膨大な領収書を出してきて、しかもそれがほとんど海外の外注先で、それを税務署は膨大な時間と人手を掛けて虚偽だと立証して更正処分を掛けたという例とか、不動産投資の仲介業で20億の売上げがあるのに法人税が無申告だったと。これも原価、経費に対応するもの15億は確認したが、あと5億は証拠がないと。その当該不動産の法人は、ほかに業務手数料があるんだということを主張し始めたと。税務署は、これはなかなか反証難しいんで、諦めて消費税法違反だけで告発したという事例ですね。

こんなの暴力団のダミー企業じゃないかと思うぐらいのひどい事例なんんですけど、そういうことがあるんでこういう改正をしたというふうなことが趣旨になっているんですけれども、私たちも、誰だってこんな悪質な連中の後出しでいろいろ主張することに対して、それに対して税務署が膨大な時間と人手をかけて証明しなきゃいけないと、理不尽じゃないかと言わいたらそれはそうだと思いますよね。誰だってこの悪質業者に厳しく対処するということは誰も否定しないと思うんですよね。

### 仮装・隠ぺいの定義

ただ、それだけなのかということなんですね。租税訴訟学会から意見書が出ております。三つの点で懸念があると思いますので、簡潔に聞いていいきたいと思いますが、そもそもこの悪質納税者対策にとどまるのかどうかということですね、恣意的な運用をされるおそれはないのかと。仮装、隠蔽と判断するのは税務署ですよね。

無申告についても、これ無申告全部だと言いますけれど、いろんな方がいて、例えば、秋頃に素人の人が、何も商売ずっとやってきていない人が、脱サラとかですね、初めて商売やるような人がお店を、商売始めたと。年内はそんな売上げなかっただし、経費が多くたから赤字だと、だから申告しなくてもいいんだと思っていたと。後から税務署が来ると、これはこうですよ、これはこうですよということで、結局所得が生じたので申告してもらうというケースだってあるわけですね。税務知識が（次ページへ）

(前ページより)

なかつたり、記帳能力なかつたりする場合があるわけですよね。

そういうことがあるのが実態なのに、何か税務署は、仮装とか隠蔽とか無申告とかいうのを恣意的に運用する可能性、危険性はないのかというのは、実はいろんな相談受けて、国税庁にも、税務署のやり過ぎ、ただしてきてもらったことがあるんで、心配されるわけであります。

そういう点では、仮装、隠蔽の定義を厳格にすべきだし、無申告も何もかも対象にするというような、悪質なものは仕方ありませんけど、何もかも対象にするというようなことは違うんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人（重藤哲郎君） まず、委員から御指摘がありました仮装隠蔽行為の認定というところにつきましては、従来から税務調査で収集しました証拠や、あるいは納税者の申述に基づいて的確な事実確認を行うよう努めております。

また、無申告の者につきましては、今回のこの例に基づく場合もそうですが、帳簿書類等を確認する、あるいはその調査において判明した取引の相手先に対して必要な調査を尽くす、そういったことを通じて、その取引が行われたと認められない場合に限り、今回の措置も適用されるものでございますので、単に無申告であることをもって形式的に今回の措置を適用するといったことは全く考えておりません。

## 立証責任の転換

○大門実紀史君 二つ目の懸念なんですけれども、今まで税務調査における所得の立証責任は課税庁に、国税庁にあるというのが戦後税制の大原則であります。昭和38年3月3日の最高裁の判例でも、立証責任は課税庁にあるというふうにされてまいりました。

これ、言うまでもなく、昭和25年のシャウブ勧告によって申告納税制度が導入されて、納税者が自ら所得を計算して申告納税してもらうという、納税者の申告を尊重するというところが基本にあって、間違いとか故意に申告しないこともあるかもしれないということで税務署が調査をすると。その場合、間違いや虚偽というならば、立証は国税庁、税務署の方で立証する責任があるというのが基本原則として定められてきたわけです。

今回の改定は、一般の人にも適用される懸念があるという上で聞いているわけですけど、その場合、今回の改定案は、書類がないと駄目、反面調査で確認できないと駄目ということで、従来、課税庁に課せられてきた立証責任を、この時点、このカテゴリーでは免じてしまつて、納税者側の、実際にそういう経費があるんだと、事実があるんだという人の反証の余地を封じ込めてしまうという可能性が、危険性があるんではないか。従来の原則から逸脱した世界に踏み込む危険性があると思いますが、いかがですか、この点は。

○政府参考人（重藤哲郎君） まず、今委員からも御指摘ございましたが、昭和38年の最高裁判決におきましては、所得の存在及びその金額について決定庁が立証責任を負うことは言うまでもないという判示が示されておるところでございますが、所得金額や必要経費の存否及び額については原則として課税当局の側に立証責任があるとするものが多いというふうに承知していますが、一方で、例えば過大経費につきましては納税者の側に立証責任があると解するような学説も多いと承知しておりますし、また、過去の裁判例においてもそういった見方が示されているものもあるというふうに承知しております。

いずれにしましても、今回の措置の適用に当たつても、納税者が使用する簿外経費について帳簿書類等を確認する、あるいは税務調査において判明した取引の相手先に対して必要な調査を尽くすといった必要な調査をしっかりと行った上で的確な課税処分に努めてまいりたいという点においては全く変わりはございません。

## 推計課税の場合

○大門実紀史君 まず、三つ目の懸念を先に申し上げますね。推計課税というのがございます。この場合でも、納税者に今までよりも不利に働くかないかという懸念があります。今ちょっと触れられましたけれど、立証責任は決定庁、課税庁にあるといつても、そうはいっても推計課税ということが認められておりまして、判例でも、合理的な方法で所得を推計するよりほかない場合は推計課税を認めるというふうになっております。

今回の改正で、推計課税において、売上原価の方は売上げに見合う分というのがありますから、それほど減額されるということはないのかもしれませんけれど、ほかの経費については、明確（次ページへ）

(前ページより)

な証拠書類がない場合はもう認めないというふうにこれが使われて、不利になるんではないかという懸念があるんですが、これは絶対そういうことはないですか。

○政府参考人（重藤哲郎君） 推計課税を行う場合におきましても、きちんとその合理的な方法で計算をすることといたしております。

また、今回の税法におきましても、その実際に我々が帳簿書類を調査する、あるいはその相手方に調査をする、そういうことを通じて、それが実際にそうした金額が生じたと認められる場合には、その分は今回の措置の適用外というふうになっております。

### 法改正の再検討

○大門実紀史君 最後に大臣にお聞きしたいんですけど、ちょっと拙速じゃないかと思うんですね。いろいろ心配がある、現場の運用でいけばですね。そういう点では、今急がなきやいけないんでしょうかね。それと、悪質業者に厳しく対処すべきというのは、みんな、それはだれも反対するわけがありませんので、ほかにやり方があると思うんですね。大臣、こう拙速に進めないで、これを一変白紙に戻して、専門家の意見を聞く場を設けて出直すべきじゃないかと私は思うんですが。

○国務大臣（鈴木俊一君） 先生は、悪質性の低い納税者に対しても、悪質な者のみならず適用が広がっていくんじゃないかという、そういう御懸念をずっと示されたわけでございますが、もとより税務当局が税務調査をするに当たりましては、納税者の理解と協力を得た上で実施しなければならない、そうでなければ実施できないと、そういうふうに私は思っております。



そして、今回の経費の認否等が行われ得る対象につきましては、法令において、所得金額の計算において事実の仮装、隠微を行った者や

あるいは、保存義務が課せられている証拠書類を適正に保存していない無申告の者といった悪質な納税者に限定されており、これがむやみに拡大されるようなことはないと考えておりますし、あってはならないと、そう思っております。

国税当局においては、本制度の施行後におきましても、その趣旨を踏まえた執行が行われるものと考えております。

※住澤整政府参考人は財務省主税局長、重藤哲郎政府参考人は国税庁次長。

### インボイス制度導入

## 高まりつつある 導入反対・廃止要求

### 一廃止法案提出、夏に参議院選挙一

岡田 俊明

導入反対の声と動きがジワリと増えてきているようだ。

それはもっともな話であって、このままだと、主として零細事業者の負担増になるしきみと、そのことの理解が少しづつだが広がっているからである。

とはいえ、税理士が顧客に説明してもなかなか理解を得られなかつたり、他方で、同業者や商店街などから「登録申請をしなければならない」との情報が入って深刻に相談を求める例も始めている。その影響が大きいと考えられている業界の一つ、シルバー人材センターが悲鳴をあげている。各地での要請行動も反映して、地方議会から国への意見書が相次いでいる。3月25日の衆議院財務金融委員会で住澤整主税局長が、シルバー人材センター関連の意見書は97件になると答弁したが、質問をした田村貴昭議員（日本共産党）は、「北海道、福島県、それから兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、6つの県も含めて97の意見書」になることを明らかにしている。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて市区町村単位に置かれた社団法人であり、1,335団体、約70万人の会員を擁する。同センターは、公的団体であるから、政府も補助金を増額するなどしているものの、不安は払しょくできない。これが、一般の事業者にとってはより厳しい選択にさらされている（次ページへ）

(前ページより)

わけである。

折も折、立憲民主党が「インボイス制度廃止法案」(所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案)を3月30日に衆議院に提出した。野党内で法案をまとめる協議が続いていたというから、参議院選挙を意識しての提出とみられている。

その法案は、「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の一部を次のように改正する」として、「第5条 削除」としている。インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入を決めた平成28年税制改正法5条によって、消費税法の関係条文を一括して改正された。この条文そのものを削除するものである。野党が共同して廃止法案成立に動くことが期待される。

全国商工団体連合会(全商連)は、「コロナ禍で時短・自肃営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も『凍結』『延期』『見直し』を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています」として、実施中止を求める請願署名運動をすすめている。全国建設労働組合総連合(全建総連)は、「適格請求書等保存方式について、免税事業者が取引からの排除や値引き、課税事業者への転換を強要されないような仕組みに見直していただくようお願いします」と、インボイス不要とする制度見直しを求めている。

日本商工会議所(日商)は、「インボイス制度の導

入については、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき」としており、全国青色申告会総連合は、「インボイス制度への移行は取りやめ、令和5年10月以後も現行の区分記載請求書等保存方式を堅持することを要望」し、人文・芸術等の出版社73社を擁する日本出版者協議会は、「制度に反対し、実施の中止を求める」と反対声明を発している。

税理士界はどうか。日本税理士会連合会(日税連)は、「適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること」(令和4年度税制改正に関する建議書)としており、問題意識は共有しつつも政府・財務省への配慮がにじむ。ちなみに、東京税理士政治連盟は、「『適格請求書等保存方式(インボイス方式)』についても免税事業者排除の問題、事務やコストの負担の観点から強く凍結、廃止の運動を行っていく」(令和3年度運動方針)としている。税経新人会全国協議会、全国青年税理士連盟はともに導入中止を求め、専税協議会は導入に反対している。

インボイスを発行できる事業者登録は、来年3月31日までである。あわてる必要はないが、期限のある選択になる。制度導入に反対し、法案成立に向けた運動をとりくみつつも、選択についての判断は迫られるから、制度についての理解は欠かせない。その際、取引相手との交渉・相談は重要であって、「風評」に惑わされずに、判断したい。

参議院選挙投票日は7月10日。通常国会は6月15日に閉会となる。今夏は、政治の面でも「暑い夏」になりそうである。民主的な税制への一歩としたい。

令和4年度改正でまたまた加算税の加重措置が法定化された。令和6年1月1日以後に法定納期限が到来する国税が対象となる。法人税、所得税、消費税の調査で次に該当する場合は通常の加算税に10%あるいは5%の加重される▼調査で調査官が帳簿等の提示・提出を求めたのに提出しなかつた場合は即10%の加重となる。また、売上金額の半分以上を記載していない帳簿に基づいて申告していた場合も10%が加重され、過少申告加算税は最低で20%になる。売上金額の3分の1以上が記載されていない帳簿に基づく申告をした場合は5%の加重とされた。なお、金額についてはさらに5%が加重されるので、過少申告加算税でも25%をかけられることになる。重加算税は通常35%であるから、これらに該当すれば重加算税に匹敵する重い行政罰になる▼この改正は、調査官の言うことを聞かないものや、記帳不備者に対するけん制を強化するという税調の議論からきている。もちろん課税庁が仕組んだ議論である。「納税環境整備」というが、実態は当局の意に沿わない納税者に撃討を加えることと課税庁の調査効率向上をねらう整備であり、何のことはない、「課税環境整備」であり、脅しの強化で波及効果を及ぼすのだ。だが、調査件数は限られており、波及効果はいかばかりか▼「北風と太陽」というイソップ寓話がある。これらの動きはまさに「北風政策」だといえる。その背景には、日本の課税当局が頑なに忌避している「納税者の権利」に対する哲学がありそうだ。納税は義務であって、納税者に権利なんてないという考え方である。だから、いまだに日本には「納税者権利憲章」がない。北風吹く寒い国日本。納税者は分厚い外套を着こんで身を守り、北風調査官と税務署に対抗意識を強めるばかりであろう。

ザ・コラム